

ナショナルサイクルルート の指定手続き(案) について



1 ナショナルサイクルルート制度の手続き(案)



【自転車活用推進計画(2018年6月8日閣議決定) 措置】

日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、ナショナルサイクルルート(仮称)の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件、情報発信の在り方等について検討する。



【目指すべき方向性】

自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を創設する。

サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たすサイクリングルートを対象としてナショナルサイクルルートに指定する。

将来的には、全国のナショナルサイクルルートのネットワーク構想を検討する。

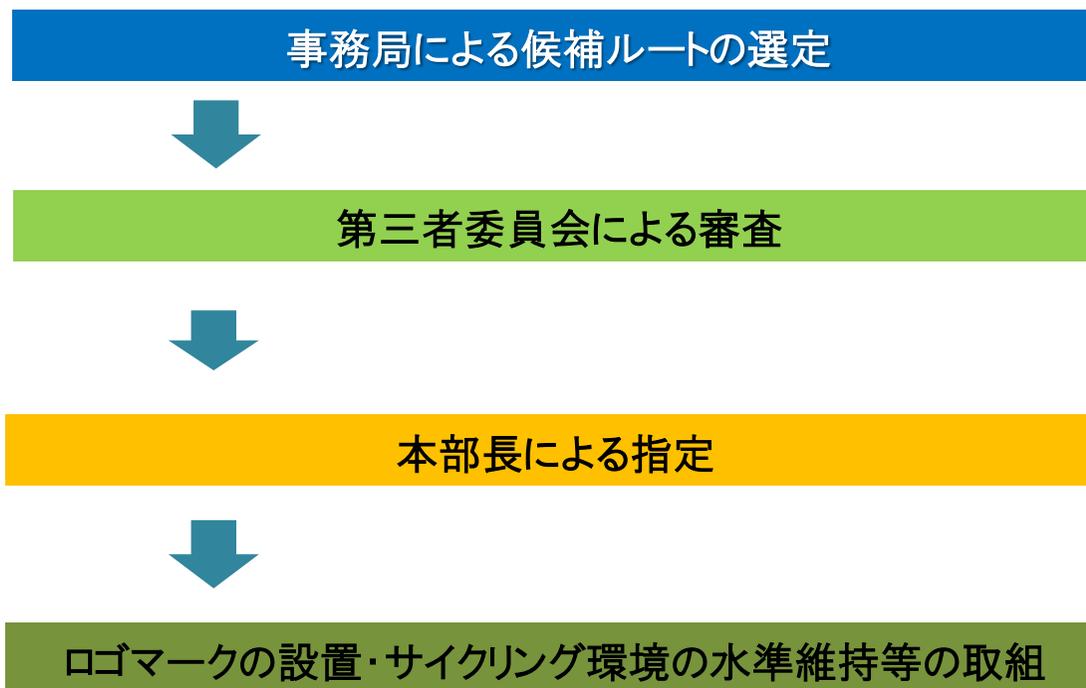
【指定の手続き】

- 予め指定要件を公表するとともに、自転車活用推進本部事務局の調査に基づく候補ルート案について、第三者委員会において、指定要件を満たしていることを確認する。
- ルートにおける取組の継続性を評価する必要があることから、新たなルートの指定の有無の確認については、国の自転車活用推進計画期間内に1回とし、3～5年ごとに実施する。

2 ナショナルサイクルルートの指定手続き(案)



- 自転車活用推進本部事務局が選定した候補ルートについて、第三者委員会の審査を経た上で本部長が指定する。



3 ナショナルサイクルルート・フォローアップの手続き(案)



- ルートにおける取組の継続性を評価する必要があることから、指定されたナショナルサイクルルートの状況確認、新規追加ルートの有無の確認などのフォローアップは、計画期間内に1回とし、3～5年ごとに実施する。
- ナショナルサイクルルートが指定要件を満たさなくなった場合などは、指定を取り消す。
- ナショナルサイクルルートの取消し・変更(軽微なものを除く)に当たっては、指定と同様の手続きを経るものとする。

